諫早湾干拓事業の請求異議訴訟最高裁判決に関する会長声明

2019年(令和元年)9月13日、最高裁判所は、諫早湾潮受け堤防の南北各排水門の常時開放(以下「開門」という。)を命じる判決の執行力を排除するために国が提訴した請求異議訴訟において、原判決を破棄し、審理を福岡高等裁判所に差し戻すとの判決を言い渡した。

原判決は、開門確定判決基準時における共同漁業権ないしこれを基礎とする漁業者 らの漁業行使権がいずれも共同漁業権の免許の終期である2013年8月31日の経 過により消滅しており、前提となる漁業行使権が消滅する以上は開門請求権も当然に 消滅すると判断して、請求異議事由があるとしていた。

これに対し、最高裁判所は、開門確定判決を合理的に解釈すれば、共同漁業権が存続期間の経過により消滅しても、各組合に同一内容の共同漁業権の免許が再度付与される蓋然性があることなどを前提として、同年9月1日ころに免許が付与されるであるう同一内容の共同漁業権から派生する各漁業行使権に基づく開門請求権をも認容したものであると理解するのが相当であるなどの理由から原判決を破棄して、本件を原審に差し戻した。

当会は、更新した漁業者らの漁業行使権は従前の権利と同様の内容であり、確定判決基準時におけるものと法的同一性を保っていること、また、原判決の論理によれば国が免許終期まで判決の確定を引き延ばすことによって常に請求異議訴訟で勝訴できる状態にすることを容認することになりかねないことから、原判決の判断は不合理であると批判してきた。

原判決の不当な形式論が最高裁判所によって正されたのは当然のことである。

有明海は、世界にも稀な環境、生物相を誇り、唯一無二のものである。また、かつては宝の海とも呼ばれ、魚が湧き出るほどに獲れ、漁業者のみならず有明海沿岸部の住民にも豊かな恵みをもたらしてきた。その有明海が、いまや環境が悪化し、諍いの海となっていることに、当会は深い憂いを抱いている。当会は、過去5度にわたり、排水門の開放を求める会長声明を発出してきた(2005年9月28日、2008年7月4日、2010年12月7日、2013年11月6日、2018年8月1日)。

その態度は今も変わらない。

国は、漁業と農業の共存を可能とするよう農業者への十分な対策を実施するなど、 開門に向けてあらゆる手段を講じ、有明海再生のために力を尽くすべきである。

今後、同訴訟は福岡高等裁判所で審理が再開されることとなる。当会は、これを機に、改めて、国をはじめとする関係者一同に対し、真の有明海再生に向けた協議の実施を望むものである。

2019年(令和元年)10月2日 佐賀県弁護士会 会長 奥 田 律 雄